

2018年 水源連第25回総会報告

私たちは、2018年11月25日に栃木市国府公民館で水源連の第25回総会を開きました。

1. 開会あいさつ 嶋津暉之 共同代表

- 水源連発足から25年、一生懸命頑張ってきた。
- 水源連の仲間が、細川内ダム、清津川ダム、新月ダムなど、いくつか止めてきた。
- 2009年の政権交代で「ダム見直し」が現実になるものと私たちは期待したが、問題視してきた多くのダムは止まることなく、ダム推進になってしまった。
- 鬼怒川災害、西日本豪雨災害など、昨今の相次ぐ災害でダムの不要性は一層明らかになっている。
- 治水の失敗は「ダム依存の誤り」を浮き張りにしている。利水は「水余り」が明白になってきている。新規ダムが不要であることは明白である。
- 状況は厳しいが、「計画中のダム中止」「ダム依存治水行政の転換」を実現できるように頑張っていきたい。

2. 議長選出 事務局から西島和さん、現地から高橋比呂志さんが選出されました。

3. 事務局からの報告 遠藤保男 事務局長

- 第25回水源開発問題全国連絡会総会資料1ページから9ページにかけて説明し、2018年度の経過報告としました。
- 報告事項
 1. 全国の状況
 - 1) 石木ダム問題
 - 2) 鬼怒川氾濫 国家賠償請求裁判
 - 3) 西日本豪雨災害
 - 4) 水道法「改正」
 - 5) 設楽ダム 第2次住民訴訟
 - 6) 霞ヶ浦導水差し止め訴訟控訴審、和解
 - 7) 残念ながら、全国各地で反対の声を無視して有害無益なダム等の事業が強行されている。
 2. 2018年度 事務局の取組み
 - 1) 石木ダム事業中止に向けて
 - 2) 西日本豪雨災害の解析
 - 3) 各地の河川開発事業反対運動等への支援活動
 - 4) 「水源連だより」、水源連ML、水源連ホームページの発行・運営
 3. 水源連関係団体の活動
 - 1) 反論・提訴を無視して完成したダムの実態
 - 2) 住民側が敗訴したダム事業

- 3) 係争中のダム等事業
 - 4) かけがえのない自然や地域遺産を守る取り組み、環境アセスをただす取り組み
 - 5) ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダム
 - 6) 地域が育んできた「流域治水」の発展的活用を提案
4. 公共事業改革市民会議、「公共事業チェック議員の会」との連携

4. 各地からの報告 (資料集では 18 報告)

配布資料集に沿って、報告と議論を行いました。出席した 7 団体からの報告を受けました、(欠席団体については事務局が説明しました。)

- 成瀬ダムをストップさせる会 奥州光吉氏
控訴審判決敗訴 上告断念
9 月から本体工事着工
豊かな自然があり、白神と比べて遜色がない
クマゲラ営巣発見(本州産クマゲラ研究会)。地道な調査を続ける
雄物川が 2017 年に 2 回氾濫
2018 年の春にも氾濫。犠牲者はなかったが、流域住民には深刻な問題である。東北地整は対応を迫られている。流下能力が高めることが大切。新堤防を乗り越えて氾濫しておりさらなる嵩上げが必要。
ダムの危険性を住民側が心配。既設の皆瀬ダムと成瀬ダムの相乗作用が心配
- ハッ場あしたの会 川原理子氏
ハッ場ダムの本体工事が進んでいる。
国交省がダムツアーで本体工事現場を宣伝。
地すべり対策工事が大幅にカットされている。
他ダムの反対運動団体との交流
- ハッ場ダム反対市民連絡会 神原禮二氏
ハッ場ダム差し止めの住民訴訟は 2015 年に終了
利根川流域市民委員会としての活動を展開
荒川洪水調節池の建設問題、霞ヶ浦導水事業問題、鬼怒川氾濫の国家賠償請求訴訟など
水道法改正は今後大きな問題
- 霞ヶ浦導水事業の差し止め裁判 大木一夫弁護士
漁業権に基づく差止訴訟。アユの仔魚が取水口に吸い込まれる、カビ臭物質のシジミへの影響などの被害が起きることは確実だが、裁判で勝訴判決を得ることは困難であると考え、影響を極力なくすることができるように、いくつかの条件を付けて和解の道を選んだ。
- 砂防ダム 田口康夫氏
霞沢砂防ダム： 補修工事の時期になっている。魚類の遡上障害を起こしている。
奥裾花川治山ダム群： 鉄骨製である。雪崩が多く、たくさんの流木が捕捉されるので、その撤去費用が嵩んでいる。
スゴ谷治山ダム： 国立公園の中にあるので、世界中の恥。治山ダムの工事で地盤が壊れ、復旧工事をしている。

全国で9万基以上の砂防ダムがあるので、皆さんも関心を持ってほしい。

➤ 設楽ダム 奥宮芳子氏

第2次訴訟を11月21日に提起した。

現行フルプランの目標年次2015年度をすぎた2016年度の水需要において、現行フルプラン予測値が実績値より過大であることが確定したことから、水道用水開発の不要性が証明された。それを期に、不要な水源開発のための設楽ダム事業を建設することを止めさせるため、公金支出差止め訴訟を提起した。

➤ 安威川ダム 江菅洋一氏

環境問題でも争ってほしい。

西日本豪雨災害があったので 安威川ダムにおいても大阪府を想定外の降雨への対応に頭を抱えている。安威川ダムの洪水調節は自然調節だが、1/1000降雨への対応を検討する。

➤ 石木ダム 岩下和雄氏

50年来の反対を続けている。

付替え道路工事が進められ、100～200m程度できてきている。

阻止行動は毎朝8時から午前中阻止行動 県は職員16人程度で監視。

13世帯に対して4世帯の土地が収用済み、見せしめとみている。収用裁決申請の2次、3次申請の審理が終わり、「いつでも収用できます 早く明け渡さない」と県から毎月、合意を求める手紙が来ている。

取消訴訟の控訴審が12月19日にある。差止訴訟も行っている。

全国の皆さんへの呼びかけ 現地に来てほしい。ほたる祭り(5月最終土曜日)、団結祭りなどがある。

5. 討議資料の説明と意見交換

1) ダムをめぐる経過と現状 嶋津氏 資料集43ページ～

➤ 討議

- ダム検証がダム推進の道具になってしまった。
- 時の政権担当者に総括を求めたい。
- 長野県 住民組織が計画過程で参画できた(田中康夫知事の時代)。
 - ・ ドイツ 政府組織にダム反対派が加入できた
 - ・ 住民参加の仕組みづくりが必要。無駄な公共事業の金をほかに使わせる。行政の仕組みの中に入って影響を与える。地方からやるしかない
- 新潟
 - ・ 新潟県巻町 刈羽原発問題に取り組んでいる。プルサーマル問題では住民投票が行われた。
 - ・ 2007年の中越沖地震が刈羽原発を襲った。その教訓を生かせず、2011年の東北地方太平洋沖地震では東電が無力さをさらけ出した。
腰砕けのダム検証であった。地元でやるとダムはやりにくい。

2) 利水問題 嶋津氏 資料集50ページ～

➤ 討議

- 水道用水の需要減少は厚労省も認めている。

- ・ 水需要の架空予測　ダムが完成すると下方修正。ダムの必要性をこじつけるためであることが明白。
- ・ 利水のためのダムは不要。
- 設楽ダムの例　目標年度を過ぎて計画値の過大が証明された。
- ダム計画が発表されて数十年経過しても事業が継続されており、サンセット法が必要である。
- ダムは鉄とセメントの捨て場であり　経済構造を絡めて、金のことからダム問題を分かり易く解明することも必要。

3) 治水　嶋津氏　資料集 64 ページ～

➤ 討論

- 野村ダムと鹿野川ダム　下流の流下能力が低いままなので、洪水流量の小さい段階から貯留を開始していた。ダム事業に金を使い、河川整備をさぼっていた。
- 2つのダムでどのような効果があったのか　質問を出したら、ピークを 40 分遅らせることができたという話だけであった。
- 死者が出た。何故死者が出たのか　その原因を明らかにしようとしな

4) 西日本豪雨が引き起こした土砂災害　嶋津氏　資料集 76 ページ～

➤ 討論

- 特別警戒区域の指定は落とし穴。国交省は通達を出す、指定は市町村。
- 災害の起き方はその時々で変わる。溜まった土砂量が多いと起きやすい。
- 各沢に雨量計を置くことが必要。地元の人が認識しやすいシステムを導入すべき。

5) ダム等の水源開発施設の環境問題　嶋津氏　資料集 81 ページ～

6) 水道・下水道の民営化推進の動きと法改正　嶋津氏　資料集 84 ページ～

➤ 討論

- 水道法改正案が 2018 年 12 月の参議院で可決される。
- 民営化されると、維持管理を知らない人が監視することになり、有効率が低下→新たな水源開発という話にならないか。
- 地域のなかで民営化反対運動を起こす。
- コストアップを私たちは負担していくと意思表示して対案を示すこと考えられる。→ 民営化阻止

6. 新年度の方針　遠藤事務局長

私たちの課題、新年度の活動方針を総会資料 10 ページから 11 ページに沿って提起。その項目は下記の通り。

1. 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。
2. 下記の課題の克服を目指します。

河川行政等への住民参加の道が閉ざされている。

土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
行政訴訟の事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題
司法が機能せず、行政裁量権をほぼ無限大に容認している現状

3. 河川行政の抜本的な改善
4. ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。
5. 公共事業改革市民会議と連携した国会・政府対応
6. ダム問題を広く知らせるために
7. 今年度の運営体制（案）

➤ 討議・採決

- 意見：「6 .討議資料の説明と意見交換」の中で出された下記の提言を踏まえて、新年度の活動をするのがよい。
 - ・ ダム検証の総括、再検証を求めるべきではないか
 - ・ 利水について、データから明らかになってきていることを周知して世論喚起につなげるべきではないか、また、各自治体とのコミュニケーションを図ることも有用であることを共有していくべきではないか
 - ・ 治水について、現実起きた水害に対するダムの効果について説明を求めるべきではないか、人的被害について情報の整理（いつ、どのような状況で亡くなったのか）を求めるべきではないか
 - ・ 水害について、「防災」だけでなく、災害後の対策（中小河川の雨量計設置など）を求めることも必要なのではないか
- 上記意見を踏まえて、新年度の活動を進めるとし、承認を受けました。

7. 石木ダム中止に向けた決議

総会で採択された、石木ダム中止に向けた決議を以下に掲載します。決議に際して事務局が配布した説明資料「石木ダム中止を獲得するために」も参考のため、掲載しておきます。

水源連第 25 回総会「石木ダム即時中止せよ！」特別決議

2009 年 11 月に「反対派地権者との話し合いの促進」を掲げて事業認定を申請した長崎県と佐世保市は、3 回にわけてすべての土地と 13 世帯の住居について収用・明渡裁決を申請している。2015 年 8 月 24 日には第 1 次の 4 件の農地を収用した。第 2 次の 4 軒の住居を含む物件の収用・明渡裁決と、第 3 次の住居 9 戸を含む残地すべての収用・明渡裁決を出すタイミングが計られている。

2018 年 7 月 9 日には長崎地方裁判所は石木ダム事業認定取消請求訴訟に対して不当にも「棄却」判決をくださった。事業認定庁と起業者（長崎県・佐世保市）の裁量権を全面的に認めた「石木ダムありき」の迎合判決であった。

このような状況にもかかわらず、地権者・支援者の徹底抗戦と二つの訴訟による立証、そして、映画「ほたるの川のまもりびと」の公開上映により、「石木ダムへの疑問」が受益予定者をはじめ、多くの人々に幅広く浸透している。

長崎県と佐世保市はこの想定外の事態に直面し、ごまかしだらけの情報を書き込んだそれぞれの広報誌で「石木ダム必要キャンペーン」を繰り返して劣勢挽回を図っている。嘘だらけの情報を県民・市民に流してまで石木ダムに固執し、強制収用の正当化を印象付けようとしている姿は、余りにも醜い。

① 事業認定申請は覚書違反

② もはや、石木ダム不要は揺るぎがない。

③ そのような石木ダムに 13 世帯の皆さんが土地と住居を明け渡す意思はない。

更にもう一項

④ 無駄な石木ダム事業を中止することで、老朽化した佐世保水道施設の改善、川棚川下流域の内水氾濫対策と最下流部の堤防整備に財源を振り替えることができる。

この4つは、石木ダム中止が石木ダム強行をはるかに上回る多くの幸せをもたらすことを示している。

記

1：私たちは、事業認定申請は覚書違反であること、石木ダムは全く不要なダムであることを広く伝える。

2：私たちは、長崎県と佐世保市に石木ダム事業即時中止を求める。

以上、決議する。

2018年11月25日 水源開発問題全国連絡会第25回総会

説明資料「石木ダム中止を獲得するために」

1. 石木ダムをめぐる現状

① 工事

- 付替県道工事 下流側右岸登り口から上流側左岸高台までの整地工事が進められている。当地の豊かな自然が壊されてきている。
- 本体着工ができる状態には程遠い。下記工程図からは1年半以上遅れている。

2015年計画変更 工程予定図

- 中村知事は石木ダム事業認定申請を提出した金子原二郎前知事（現・自民党参議院議員）のあと、2010年3月に引き継ぎ、3期目に入った。
- 県議会： 石木ダム反対に明白なのは共産党のみ。社民党長崎県連は強制収用反対。
- 石木ダム建設を推進しているが、2015年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はない。
- 反対世論を見ながらの推進
- 長崎県公報で石木ダム必要キャンペーン
 - ・ その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
- 収用・明渡裁決決定への準備？

◇ 佐世保市

- 朝長則男市長 2007年から3期目。3期目は無投票当選
朝長市長になってから石木ダム強行推進
- 市議会：共産党 石木ダム反対の山下市議が健康上の理由で辞職し、空席。社民党は強制収用反対の範囲
- 石木ダム建設を推進しているが、2015年の工期延長で象徴されるように、石木ダム建設を急がなければならない理由はない。
- むしろ、石木ダム供用開始後の財政破綻が懸念される。
- 『広報させぼ』2018.9で「保有水源 77,000m³/日」と公言。石木ダム必要キャンペーンを『広報させぼ』2018.5から始めた。
 - ・ その狙いは「石木ダム不要」世論をおさえ、「石木ダム必要」の世論形成。
 - ・ 収用・明渡裁決決定への準備？

◇ 川棚町

- 9月9日の町長選で三選された山口文夫町長は、HP上の就任挨拶で「平成23年3月に、町の将来像を「自然を愛し 暮らし輝くまち」と定めた「第5次川棚町総合計画」を策定するとともに、平成27年11月には、後期基本計画を策定し、これまで、主要施策を着実に取り組んでまいりました。」と述べた。「石木ダム」という言葉は一回も使っていない。

③ 訴訟

○ 事業認定取消訴訟

◇ 一審敗訴

- 起業者の裁量権 100%認めた。工場用水では、「水使用量は、売上高よりも受注量に影響されるといえ」などと詭弁を用いて「SSKの水使用量が増加」論を擁護している。
- 地域社会の破壊、そこで生活し続ける権利の侵害といった財産権以外の権利侵害を失われる利益として認めない。

◇ 控訴 控訴人 106名 第1回口頭弁論 12/19

- 一審の誤り 得られる利益大 ← 必要性なし
- 一審の誤り 失われる利益は受容限界内 ← 侵害される人格権

○ 工事差止訴訟

◇ 事業の必要性

- 被告：事業認定されている。「実際に必要性がある」キャンペーン。

- 原告；事業認定は無関係 実際には必要性はない。佐世保市キャンペーンへの質問と説明要請

◇ 権利侵害

- 被告：財産権の補償はされる。それ以外の権利は移転先で獲得可能であるから受忍限界内
- 原告：必要性のない事業による人格権侵害、地域社会破壊、生活し続ける権利の侵害。
石木ダム事業に土地収用法を適用したこと自体が人格権侵害。

2. 今後に向けて

1) 具体的な取組 起業者への対応

- ① 起業者への対応 長崎県、佐世保市に対して、下記事項を提示する。
 - 13世帯住民は石木ダム事業のために土地・住居を明け渡すことはない。
 - 石木ダム事業を継続する限り、私たちは下記理由で徹底的に抵抗する。
 - ・ 事業認定申請は覚書違反
 - ・ 「石木ダム不要」は益々明らかになっている。
 - ・ 石木ダム事業の受益予定者とされている人たちが、石木ダム事業が中止となっても、なんら困ることはない。
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、13世帯の生活が守られる
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、優れた自然環境が守られる。
 - ・ 石木ダム事業を中止することで、無用な出費を避けることができる。
 - ・ その財源を、佐世保市水道の老朽化対策と川棚川流域の河道整備・内水氾濫防止・最下流部堤防整備に振り替えることができる。
 - ・ 以上のことから、石木ダム事業を中止することで多くの人が幸せを獲得できる。
 - 以上より、「石木ダム工事継続を断念し、石木ダム事業を早急に中止すること」を要請する。

◇ 長崎県、佐世保市による「石木ダムキャンペーン」に対しては、県民・市民を欺くものであるから、

- 県民・市民向けに一つ一つ丁寧にかつ分かり易い「反論」を作成して配布する
- 長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

- ② 国土交通省・厚生労働省への対応

◇ 国土交通省

- 土地収用管理室には、
 - ・ これまでに明らかにしたことを示して、不服審査請求に対して、「事業認定取消」をするよう求めている。
- 治水課には、
これまで明らかにしたことを示して、河川整備事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

◇ 厚生労働省

- 水道課には、

- ・ 2012 年度再評価から 6 年を経過している現在においても石木ダム本体工事は着工されていないこと、再評価結果は現在の水需要実態と大きくかけ離れていること、から佐世保市へ再評価を求めることを要請する。
- ・ これまで明らかにしたことを示して、補助金適正化法に基づいて「ダム用地確保不可能」と判断することを求め、水源開発事業としての補助事業採択を取消すよう求める。

③ 国会議員等への対応

- ◇ 公共事業チェック議員の会・公共事業改革市民会議 等へ
 - 関係部署への申入れ、ヒアリングへの協力を要請する。

④ 「受益」予定者（川棚町民・佐世保市民）への対応

- ◇ 今後の進め方として、上記①、②、③について共有を図る。
 - キャンペーン標語の作成
 - チラシの配布
 - 各地域でのミニ集会
 - 数百人から千人スケールの集会

◇ 「つたえる県ながさき」・「公報させば」等による石木ダム必要キャンペーンに対しては、一つ一つ丁寧にかつ分かり易く「反論」を作成して配布する。

◇ 合わせて、長崎県と佐世保市に公開質問状を提出し、公開の説明会開催を求める。

⑤ 石木ダム中止大集会（仮称）の企画

- ◇ 事業認定申請は覚書違反
- ◇ 石木ダムは不要であることを再確認する
- ◇ 長崎県と佐世保市に、石木ダム事業即時中止を求める。
- ◇ 長崎県が石木ダム完遂にこだわって工事強行を続けようとも、私たちはそれに徹底的に抵抗する。

以上の意思一致を図る大集会（随時）。

以上は水源連としての考え方であるが、地元の状況に応じて適時考えながら、石木ダム中止に向けて精一杯、支援する。